

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
（當日は、
がと
休き
の日）

置の適用期間を平成十三年度（現行 平成八年度）まで延長することとした。

（附則第九条関係）

一 不動産取得税に関する事項

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。（附則第二十条関係）

二 自動車取得税に関する事項

1 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成十年三月三十一日（現行 平成八年三月三十一日）まで延長することとした。（附則第二十四条第一項関係）

2 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車の取得に係る税率の特例措置について、現行税率から控除する率を百分の二・四（現行 百分の二・二）とすることとした。（附則第二十四条第三項関係）

3 平成九年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率は、現行税率から平成八年四月一日から平成九年九月三十日までの間に取得されるものにあっては百分の一を、平成九年十月一日から平成十年十一月三十一日までの間に取得されるものにあっては百分の〇・一を、それぞれ控除した率とした。（新附則第二十四条第五項関係）

4 道路運送車両法の規定により平成七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安基準に適合するトラクタ又はトレーラの取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（旧附則第二十四条第五項関係）

四 その他の所要の規定の整備を行うこととした。

1 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

- 1 個人の県民税の均等割の税率を年額千円（現行 七百円）に引き上げることとした。（第二十四条関係）
- 2 平成八年度分の個人の県民税に限り、住民税の所得割の額の百分の十五に相当する金額（当該金額が二万円を超えるときは、二万円）のうち県民税に係る部分の額を、特別減税の額として県民税の所得割の額から控除することとした。（附則第五条の一関係）
- 3 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の所得割の課税の特例措

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）
新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（シ）

目 次

- 鳥取県税条例のあらまし

公布された条例のあらまし

◇ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の県民税に関する事項

- 1 個人の県民税に年額千円（現行 七百円）に引き上げることとした。

- 2 平成八年度分の個人の県民税に限り、住民税の所得割の額の百分の十五に相当する金額（当該金額が二万円を超えるときは、二万円）のうち県民税に係る部分の額を、特別減税の額として県民税の所得割の額から控除することとした。（附則第五条の一関係）

- 3 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の所得割の課税の特例措

五 施行期日等

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

一 新産業都市の区域における県税の不均一課税の適用期間を平成十三年三月三十日（現行 平成八年三月三十一日）まで延長し、その対象となる工業生産設備は、取得価額が七億円（現行 五億円）を超えるものとすることとした。

二 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「七百円」を「千円」に改める。

第四十条の表第一号中「保険業法（昭和十四年法律第四十一号）」を「保険業法（平成七年法律第百五号）」に改める。

第四十六条第一項、第四十九条第二項及び第五十条第一項第一号中「生命保険事業及

び損害保険事業」を「生命保険業又は損害保険業」に改める。

附則第五条の二の見出し及び同条第一項中「平成七年度分」を「平成八年度分」に改める。

附則第九条第一項中「平成八年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第十八条第一項中「第四項第一号」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

附則第二十条中「平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「三分の一（当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合は、二分の一）」を「二分の一」に改める。

附則第二十四条第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業」及び「（これに代わるもの）」を削り、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「（以下本項において「メタノール自動車」という。）」を削り、「平成七年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「百分の一・二」を「百分の一・四」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 道路運送車両法第四十一条の規定により平成九年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第六項の政令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第二百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成八年四月一日から平成九年九月三十日まで 百分の一

二 平成九年十月一日から平成十年十二月三十一日まで 百分の〇・一

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、（不動産取得税に関する経過措置）

人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 新条例附則第二十条の規定は、平成八年一月一日以後の不動産の取得に対し課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第二十四条第三項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前の旧条例附則第二十四条第五項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 昴 次

鳥取県条例第十四号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成八年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「五億円」を

「七億円」に、「日々」を「日々」に改める。

附 則

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。